

『上棟式を終えて』

正光寺住職 松尾正澄

毎朝七時を過ぎると、彼らはやってくる。前日、陽が落ちる頃までの残業であったにもかかわらず、いい表情でやって来るのです。きつと仕事は何よりの大好物なのでしょう。ポイントを絞った無駄のないミーティングを終えた頃が私の出番で、カセットテープのスイッチを入れてラジオ体操第一。体はほぐれ、気は引き締められ、仕事始めにはもってこいのひと時です。と同時に、彼らと縁が結べてよかったと、色々なことを思い起こさせてくれる時間でもあります。どのお寺でも見られるように、ここに至るまでには大きな決断を強いられる場面が多々ありました。勧募の方法はもとより、仏殿寄りか方丈寄りか、入母屋か寄棟か、瓦葺か銅板葺きか等々、そして業者さんはどこに依頼するのか…。築三百年以上の本堂を再興するとい

うことは、先人たちや後人たちに恥じぬものを創り上げなくてはならぬということであり、加えて檀信徒の方々の信頼と大切な財産をお預かりしての一大事業であります。それら一切の重責を共有してもらえぬ業者は一体どこなのか。最重要選択でありました。専門書を取り寄せては読み漁り、比較検討するほどにそれぞれの長短が見えてきます。個人的な好嫌ではなく、明確な論拠を提示して初めて参意も汲み上げられます。そんな険しい道程を歩んだ挙句の天峰建設による上棟式でしたから、想いもひとしおでありました。「上棟法語」の一・二句目を「摩訶般若波羅密、槌韻響應轟九天」としました。大般若祈禱の偉神力と檀信と、そして槌音が一つとなって大宇宙に響き渡る、まさにそんな盛儀であり、その感慨は筆舌には尽くせません。

明日も名匠澤元社長との深い信頼のもとに集う誇り高き男たちがやってきます。ラジカセ当番は私にお任せあれ！『千年棟、萬年棟、永々棟・・・』共に弥栄あらんことを心から願ひ、筆をおかせて頂きます。

正光寺様上棟にあたって

棟梁 佐野喜久雄

この度、正光寺様の本堂新築に携わる機会を頂き、心から感謝申し上げます。昨年本件のお話を頂いた際、屋根の形は「てりむくり」と伺い、大変驚きました。寺院の屋根といえば、「入母屋」、「切妻」、「寄棟」などに代表される反り屋根が多からず、「てりむくり」屋根の特長的なラインを美しく表現するためには、どのようにすれば良いか？ この点に非常に頭を悩ませました。

作業は1～10の図面作成、原寸引きと、住職や建設委員会の方に確認して頂きながら進めてまいりました。この間、常に屋根の事が頭から離れず非常に苦戦しましたが、澤元社長にアドバイスを頂きながら作業を進めることが出来ました。

そして予定通り上棟式を迎えることが出来たことを大変嬉しく思います。今後、完成に向けて一層努力してまいります。皆様のご協力を引き続き宜しくお願い申し上げます。

本堂建て方 ～ 上棟式までの様子

浜松市東区豊町 正光寺様
平成26年4月14日～4月26日



1、内陣廻りより柱起し



2、足固め・貫を連結しながら柱建て



3、舟肘木・丸桁・中桁・化粧隅木 取付



4、野物丸太梁 組上げ



5、小屋組・野隅木 組上げ



6、建方完了 ～ここまで2週間～



7、上棟式



8、工匠の儀

消費税

日本テンプルブヴァン(株) 井上拓郎

「消費増税」

民主党政権時の平成二十四年の八月一日に消費増税法が立法され、今年四月から消費税が5%から8%に増税されました。また来年の10月には8%から10%に増税となります。この消費税は、社会保障制度改革推進法案(税と社会保障の一体改革)が基になっていきます。簡単に言いますと、消費増税をおこなう社会保障の安定化と充実化を図るうとするものです。

増税と時を同じくして、国家公務員給与を7.8%削減しておりましたが、今年の三月末で期限となり、もとに戻りました。また国会議員の歳費二割カットを平成二十四年11月からおこなっておりましたが、今年の四月末が期限となり廃止の予定です。

国会議員や国家公務員の給与をもとに戻す為に、消費税を増税したと国民に思われても仕方がないと思います。

さてこの消費税ですが、消費者側(物を買ったり、サービスの提供を受ける側)

としては、その取引において消費税が発生します。反対に事業者側(物を売ったり、サービスを提供する側)としては、非課税、不課税、課税があり、非課税取引・不課税取引には消費税がかかりません。また課税売上高が1,000万円以下の場合、納税が免除となります。課税売上高が1,000万円を超える場合、収益事業を営んでいなくても納税義務者となります。基準期間は前々事業年度の課税売上高で判定します。

宗教法人の消費税における非課税、不課税、課税に該当する事業の内容については、下の表をご覧ください。

「お寺に関わる消費税」

宗教法人が収益事業をおこなっていないなくても、課税売上高が1,000万円を超える場合、消費税を納税しなくてはならないという事は先に述べましたが、どの様な事業内容によって、課税、非課税、不課税となるのかを一覧に致しました。ご参考まで。

「国税庁 宗教法人の税務」とインターネットで検索すると、詳しく調べられます。

事業の内容		課税区分
葬儀、法要等に伴う収入(戒名料、お布施、玉串料等)		不課税
お守り、お札、おみくじ等の販売、拝観料		不課税
絵葉書、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等の販売		課税
永代使用料を受領しておこなう墳墓地の貸付		非課税
墓地、霊園の管理料、駐車場の経営、茶道、生花、書道等の教授		課税
新聞、雑誌、講話、法話集、経典の出版、販売		課税
土地や建物の提供	土地の貸付、建物(住宅)の貸付	非課税
	建物(住宅以外)の貸付	課税
宿泊施設(宿坊等)の提供(1泊2食、1,500円以下)		不課税
常設の美術館、博物館、資料館、宝物館等における所蔵品の観覧		課税
仏前結婚の挙式	宗教活動の一部と認められるもの	不課税
	披露宴の飲食物、衣装・その他の物品の貸付	課税

いざという時に役に立つ

家具の固定

東日本大震災から三年が過ぎ、地震の恐ろしさを少しづつ忘れてしまったような気がします。地震には大きく分けて二つのタイプに分けられます。プレートがぶつかって発生する「海溝型地震」もう一つは、プレート内部の断層がずれることよって起こる「内陸型地震」です。世界の大地震の二割が日本で発生しているのです。いっどこで起こっても不思議ではないのです。

皆さんは地震に対してどんな準備をしているでしょうか。いつかやらなくては思いつつなかなかできないことの一つが、家具の固定ではないでしょうか。

阪神淡路大震災の時は早朝ということもあり、家具の下敷きにあって亡くなられた方が多かったよ

うです。また家具が倒れたことによつて、避難路がふさがれてしまつて怪我をしたり、そのために逃げるのに時間がかかつてしまひました。

倒れても道をふさがないように、家具の配置にも工夫が必要です。ベッドの脇に食器や本が入つた棚は置かないようにする。家具を置く場所は、倒れてもドアをふさがれない位置に、また家具の上には絶対に物は置かないようにしてください。またエアコンの下に枕がこないようにする。

そして食器棚には特に気をつけましょう。まずは食器を詰め込み過ぎないようにする。食器棚はガラス扉で観音開きのものがおおいので、ガラスに飛散防止フィルムを張り、扉にストッパーをつけます。また中の棚板には滑り止めのシートをひきます。最後に食器棚は壁に固定してください。

壁に固定する方法・突っ張り棒のタイプ、金具を使う方法もありますが、弊社では左の写真のように行つております。これは食器棚ですが、箆筒も同じように固定できます。壁がクロス張りでも、塗壁でもどちらでもできます。震度五強程度の地震でも家具は転倒することはあるそうです。この機会にいろいろ見直してみましよう。



家具一台に付 五千円(消費税込)で行つております。衣箆筒のような高価な箆筒もご相談ください。